

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	12-2
処分の種類	衛生管理責任者の解任命令			
根拠法令条例等・条項	と畜場法第8条			
処分の概要	衛生管理責任者の解任命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○と畜場法第8条 第8条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 二 前条第2項に規定する職務を怠ったとき。</p>			
基準の制定根拠	—			